

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和6年7月3日（水） 13:00～14:30
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）サブアリーナ
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>【出席】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 : 大西委員、長谷川委員、安齋委員、長田委員、瀧本委員 小川原委員、石黒委員、田代委員、室町委員、浅野委員 飛弾委員、吉村委員、鈴木委員、金子委員、中野委員 内藤委員、古和田委員、江指委員、本橋委員 ・事務局:【町】小林健康福祉部長、中澤課長、 渡辺副主幹、藤井副主幹、浅香主任主事 【さむかわ基幹相談支援センター】小松、佐藤 <p>【欠席】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 齊藤氏（オブザーバー） ・傍聴者:0名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 委員自己紹介 4. 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)会長・副会長の選出【名簿・資料1】 (2)議事録承認委員について【名簿】 (3)相談支援事業所及び基幹相談支援センターからの報告【資料2～6】 (4)令和6年度協議会での取り組み内容及びスケジュールについて【資料1, 7】 (5)寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価について【資料8, 9】 (6)障害者差別解消支援地域会議について【資料10】 5. その他 6. 閉会
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認委員について 大西委員、長谷川委員に決定

議事の経過

1. 開会

事務局:皆様こんにちは。福祉課長の中澤です。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻になりましたので、只今より、令和6年度第1回寒川町地域自立支援協議会を開会いたします。本日は初回となりますので、議題2の委嘱状の交付から、議題4(1)の会長、副会長の選任までの間は、事務局で進行をさせていただきます。

本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰っていただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。それでは、次第に従いまして進めていきますので、よろしくをお願いいたします。

委員の皆様の活発なご議論を頂戴するには、本日予定しています時間内では、なかなか難しいと思われまますので、お手元に配布してあります、意見用紙をご利用いただきまして、後日事務局にご提出いただければ、事務局で皆様のご意見を取りまとめさせていただきます、事務局でとりまとめた上後日委員の皆様にお示しいたします。

2. 委嘱状の交付

事務局:寒川町地域自立支援協議会の委員につきましては、任期が令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。本日は委員の皆さまは新たな委嘱となりますので、委嘱状の交付を致します。本来でございましたら、木村町長より委嘱状の交付をさせて頂くところですが、他の公務のため、小林健康福祉部長より委嘱状の交付を行います。(席順にて部長より委嘱状交付)

3. 委員自己紹介(委員各位)

- ・各委員の自己紹介を行った。
- ・事務局の自己紹介を行った。

部長:皆さまこんにちは。健康福祉部長の小林です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、皆様におかれましては日頃町の福祉行政の推進にご協力賜りまして誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

- ・小林健康福祉部長退席

4. 議題

(1)会長・副会長の選出【名簿・資料1】

委員:事務局に一任したいと思います。

事務局:事務局としては会長を田代委員にお願いしたいと思います、皆様いかがでしょうか。(一同拍手)皆様にご承認頂きました。ありがとうございました。副会長につきましては、浅野委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(一同拍手)ご承認頂きありがとうございます。

会 長:障害者事業所連絡会の代表の田代です。私自身も勉強しながら携わっていき
たいと思います。よろしく願い申し上げます。

副会長:寒川町社会福祉協議会の浅野でございます。日頃から大変お世話になって
おります。会議中でもいろいろなお話を皆さまと共有させて頂いて、一緒に
考えて進めていくことができたらと思っております。どうぞよろしく願い致し
ます。

事務局:これより議事の進行は田代会長にお願いしたいと思います。

会 長:では、議事に入る前に、本協議会の出欠の確認をお願い致します。

事務局:本日の出席は、委員全員 19 名出席しております。

会 長:全員出席とのことで、寒川町地域自立支援協議会協議会設置要綱の第 6 条
の通り、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立致します。よっ
て、これより議事を開き、協議会を進めて参ります。次に、本協議会の傍聴の
希望の有無について報告をお願いします。

事務局:本日の傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

(2)議事録承認委員について【名簿】

・今協議会の議事録承認委員は、大西委員、長谷川委員で承認された。

(3)相談支援事業所及び基幹相談支援センターからの報告

【資料 2～6】

すまいる:資料 2 の数字はご覧いただけます。資料 3 を中心にご説
明致します。まずは年度総括を説明致します。新規は毎月約 4
～5 件の相談が入っていました。2022 年度より人員が一人減っ
ているため、相談件数の増加に対応できるように取り組んでは
参りましたが、より円滑に相談を受け入れていく体制としては改
善が必要な状況ではあったかと思えます。児童の相談も定期
的に入ってきています。放課後デイサービスなどの利用相談に
留まらずに、地域移行に関することもあります。ご家族の高齢化
に伴い、ご本人が自宅を離れる状況になり、今後のご本人の生
活場所や活動の場所の相談が増えてきています。より高齢の
支援機関との連携が必要となってきていると思えます。続きまし
て、2、実施事業(ア)障がい者相談支援に関する事項について
ですが、福祉サービスの利用援助に関する相談が多かった
です。一時期に比べて、事業所数自体は増えているようには感
じますが、マッチング等は課題になっています。⑤の権利擁護
については、相談員自体が成年後見のプロセスの理解が不十
分なところもあり、相談員としての課題だと思えます。相談員が
成年後見制度の必要性を感じていても、ご本人に困り感がな

く、介入が難しいところもあります。続きまして、(イ)相談支援機能強化に関する事項の報告です。委託相談支援事業所連絡会でも協議しているところではありますが、人員体制も厳しい状況で、委託相談の新規も増え続ける中で、相談支援体制をどのようにしていくか、協議会でも検討できればと思っています。(ウ)の居住支援については、家族の高齢化に伴う緊急で対応が必要となるケースもありました。グループホームや入所施設の空がなく、施設入所につながる事が難しい状況もあり、より高齢の支援機関と連携してアプローチしていく必要性を感じました。

ゆいっと:資料 4 を中心に話をさせていただきます。総括としましてはコロナウィルス感染症が 5 類に移り、訪問等の動きが出てきたことで、ケースの動きも進んできました。利用者増の変遷については、手帳がない方や引きこもりの状況の方が増えてきています。制度の狭間の方の相談が増えています。児童期の相談においては相談内容が多様化しています。発達相談や不登校等、専門的な相談が増えています。利用者像の変遷に伴い、今後は委託相談の役割の明確化が必要であると感じています。委託相談の在り方について検討が必要と感じています。実績と課題について書かれていますが、課題を中心に話をさせていただきます。4 ページ目の福祉サービスの利用援助に関することですが、福祉サービスの利用に関しては、ご本人の特性に合った事業所とのマッチングが難しく、さまざまな状況により利便性を優先にせざるを得ない状況もあり、送迎の有無等の条件でマッチングしている状況もあります。ヘルパー事業所も少ないことも課題であり、特に移動支援の調整に難航することが多くありました。6 ページの下段について説明します。専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関することですが、発達障がいや適応障がいの方、貧困層の方の相談が増えています。他部署他機関との連携が必要と感じています。続いて、8 ページ目の 2024 年度の取り組みについてですが、寒川町相談支援体制強化としては、委託相談の役割と計画相談の役割の明確化を進めていきたいと思っています。また、すまいるさんとの 2 事業所間との連携を深めて寒川町全体としての相談支援の量的拡大と質的向上を目指していきます。最後に、児童期支援機関との連携強化についてですが、幼稚園・保育園・教育機関と連携をとって、切れ目のない支援を行っていききたいです。

続いて資料 5 の保育士支援の報告をさせていただきます。ゆいっとでは障害者及び家族等支援に関する事業を受託して

おります。支援者支援として、保育園・幼稚園を訪問させて頂いております。効果としては相談支援の普及啓発の効果も高かったと感じています。また、家族支援としてペアレント・トレーニングも実施しています。昨年度は4名の方が参加されています。全10回を実施しており、かながわエースさん、湘南東部地域支援マネジャーの協力も頂き、無事終了しました。

基幹相談：基幹の役割は大きく2つあります。1つは相談支援体制強化、もう1つは地域の相談支援事業所、事業所さんへのバックアップ、人材育成になります。一つ目についてですが、委託相談支援事業所連絡会を開催し、寒川町の相談支援体制のあり方を協議して参りました。令和5年度も定期的に開催する中で、課題が明確になってきました。計画相談員が不足していることや、委託相談としても本当に相談支援が必要な方へ届いているのかどうか？という話が上がりました。その要因としては、委託相談支援事業と計画相談支援事業の棲み分けが曖昧となっており、全体として効率も落ちているのではないかということが見えて参りました。よって、今年度さらに具体的に計画相談と委託相談の棲み分けに向けて、委託連絡会議を中心に相談支援体制強化に取り組んでいきたい所存です。2つ目の人材育成についてはグループスーパービジョンを実施しております。今年度は茅ヶ崎市の基幹相談支援センターと合同でグループスーパービジョンを実施しています。また、今後に向けての大きなところでは、福祉計画にもありますが、令和8年度に3か所目の委託相談支援事業所が設置されます。3か所目の委託相談支援事業所ができたときの寒川町の相談支援体制を視野に入れて、相談支援体制強化に取り組んで参ります。

会長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

委員：相談支援事業所と福祉課に伺いことがあります。愛知県で、グループホームの不正により、県の指定が取り消されるという報道がありました。連座制により、同運営会社の全国のグループホームも次の更新ができないと報道がありました。茅ヶ崎市にも同運営会社のグループホームがあるのですが、そこが閉鎖されてしまうのか心配で、そこにいらっしゃる方の行き先がどうなるのか、寒川町の方が入居されているかはわからないのですが、現在どうのようになっているかということ、教えて頂きたいのと、今回のように遠くの地域で起きたことが、連座制によって寒川町や茅ヶ崎市にも影響を及ぼすことがあり、その場合、早めに情報がわかれば何か手立てが打てるかもしれないので、このような情報は早めに相談支援事業所や行政

に入るものか、2点をお伺いします。

事務局：指定取り消しの関係ですが、該当するグループホームを寒川町の方が利用していることは確認しています。今後は神奈川県として指定を取り消すのかどうか、どのような対応をとるのか、神奈川県との協議の場は予定されております。まずは神奈川県と調整をさせて頂き、今後利用されている方たちを、すぐに別のグループホームへ移行して頂く必要があるのか、もしくは、ある一定の期間までは現行のグループホームを利用して頂くのか、県と確認等をさせて頂き、相談支援事業所も関わっている場合もございますので、それぞれの事業所と連携を図りながら対応にあたりたいと考えております。株式会社系のグループホームについては、今回は金銭的な横領の部分や、恐らく、心配されているのは虐待に関するものであったり、いろいろな心配事はあるかと思いますが、なかなか、相談支援事業所や福祉課の方で、先に情報を捉えることは難しく、やはり報道が先で初めて知って、動いていくということが多いという印象ではあります。ただ、今までのところでは、そのような報道が出た時には、やはり県と調整をしたり、それぞれの事業所と連携を取りながら早急に動くということは福祉課としても、実施しているところではあります。グループホームから家に戻るしかない状況になってしまうようなことを黙認しているようなことはなく、常に対応は取らして頂きたいと考えております。

事務局：補足を致します。本日、この後、県から市町村を対象とした連座制の説明が行われます。そこで詳細が明らかになると思いますので、新たな情報を収集し利用者さんのご様子等は相談支援事業所と連携しながら状況把握等を行っていきたいと思います。今までも、民間企業の参入を促進するという良い面もありますが、やはり支援力については、民間企業にはどこまで支援力を発揮して頂けるのか、町としても常々心配なこともありました。課題と感じております。指定は県でありますので、利用者さんが不利益にならないように、県が掲げる「当事者目線」の考え方で、進めていってほしいです。県の方としても指定をする以上は、権限を基にしっかりと指定をして頂き、なおかつ指定後は、指導等で横領や虐待等も含めてしっかりと把握して頂きたいと考えております。町の方からも県に声を上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

ゆいっと：相談支援事業所としても、指定取り消し等の情報を報道より前に把握することは難しいかと思えます。相談支援事業所としてはどのようなサポートができるのか、今後しっかりと考えていきたいと思います。

(4) 令和 6 年度協議会での取り組み内容及びスケジュール
(案)について【資料 1、7】

事務局：それでは、今期協議会での取り組み内容及びスケジュール(案)についてご説明いたします。その前にまず資料1の寒川町地域自立支援協議会設置要領をご覧ください。ここで初めて委員になられました方もいらっしゃいますので、まず協議会について簡単にご説明いたします。この協議会は、そちらにございますとおり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき設置されたもので、事務局は町の福祉課とさむかわ基幹相談支援センターとなります。所掌事務は(1)相談支援体制の強化に関することから、(6)その他協議会の目的を達成するために必要な事項までの6つとなります。続きまして、資料7をご覧ください。資料7の一番上の段の①に、協議会の5回の会議のスケジュールがございます。令和6年5月に依頼した「寒川町地域自立支援協議委員の推薦についての依頼書」文の記載のとおり日程で、年5回の会議を予定しております。また、任期は資料1の設置要領第4条により令和8年6月30日までの2年間となっております。①の2段目に、湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会がオブザーバーとしてこちらの町の自立支援協議会に関わるとございます。こちらについては、本日はご欠席になりますが、オブザーバーとして湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターの斎藤様に参加頂いておりますが、その地域生活ナビゲーションセンターが、湘南東部障害保健福祉圏域である藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とされており、圏域自立支援協議会の運営や、相談支援等のネットワーク形成支援をされていることから、その一環としてオブザーバーとしてご出席いただいております。②については、議題(5)で触れますが、障がい者福祉計画の内部評価及び実績の報告をさせていただきます。次回の協議会にて外部評価について報告をさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。③については、毎年11月頃差別解消地域協議会が町の総合図書館で企画展示を実施しております。内容につきましては、議題(6)で後程ご説明させていただきます。また、委員の皆様には差別に関するアンケートを実施する予定です。委員の皆様のご協力をお願いいたします。④については、ワーキンググループ活動予定です。児童期のワーキンググループは、令和4年度から活動させていただき、グレーゾーンのお子さんの対応の中で、福祉や子育て支援機関から課題感があるという声が上がっており、双方で集まり課題解決に向けた手立てはないかということで発足した流れがあります。連携の在り方として、引継ぎシートを作成

し、今年の4月から運用をスタートしました。7月29日のワーキングにおいて目的達成の確認ができればと思っています。結果については、次回の協議会にてご報告させていただきます。そして、国の指針により現計画にも取り込んだ「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を略した「にも包括」につきましては、ワーキンググループを実施したいと考えています。「にも包括」に関しましては、茅ヶ崎市保健所所管の精神医療や医療、福祉関係機関との連携している茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を活用しながら、この協議会にも「にも包括」について、協議を進めていきたいと考えております。ワーキンググループの実施については、寒川町の規模が近隣他市に比べて小さいため、人員的な面で、他市同様の実施回数は難しい状況ではありますが、今年度で新たに福祉職の配置ができましたので、ワーキンググループにおいて、地域課題を抽出し、この協議会で検討ができればと考えております。そして最後に、⑤については、A4サイズの海老名市で開催されたチラシがありますが、寒川町でも同様に町内にある事業所の合同説明会を開催したいと考えています。事業所連絡会等を通じて実施に向けて調整を行っていきたいと考えています。ワーキンググループと合同事業所説明会のメンバーについては、次回以降の協議会にて、事務局よりお声掛けさせていただき考えでありますが、ご参加を希望される委員の方がいらっしゃいましたら、配布資料の「質疑・意見用紙」にご記入いただければと思います。説明は以上となります。

会 長：ただ今の説明で、何かご質問等がありますでしょうか。

委 員：合同事業所説明会は、支援学校の卒業生も対象になりますか？

事務局：合同事業所説明会につきましては、広報等に掲載しまして、支援学校の卒業生も含めて、幅広く参加者につきましては来て頂けたらと思っています。

(5) 寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価について

【資料 8, 9】

事務局：それでは、寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価についてご説明いたします。資料8の進捗管理シートをご覧ください。委員の皆様によります「障がい者福祉計画」の外部評価のお願いでございます。資料8はその進捗管理シートになるのですが、上から基本目標、施策分野、具体の施策、主管課とあり、その施策の内容、進捗状況と続きまして、その下の評価欄にそれに対する町の内部評価がございますので、それらを踏まえた上で委員の皆様により外部評価をお願いするものです。時間の都合上、いくつかピックアップさせていただきます。基本目標と施策分野、具体の施策、施策の内容と令和5年度の進捗状況について触れさせていただきます。まず、基

本目標 1 のお互いを尊重し理解しあえるまちづくり、施策分野 1 啓発・相互理解の促進、具体の施策①の広報・啓発活動の推進、施策の内容、プランは、広報紙やホームページ、ポスターなどを通じて、情報提供 を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する理解を深める啓発活動を実施するとなっています。令和 3 から 4 年度までの進捗状況の説明は割愛させていただきます令和 5 年度の進捗状況の主な内容といたしまして広報さむかわにて、さらに、福祉のおしごとについて掲載させていただいたことが主な内容です。5 年ぶりの開催となった「寒川町ふれあい福祉フェスティバル」について広報紙の外側にくるむ形の紙面構成で発行し、周知を行ったという内容となります。ページをおめくりいただきまして、2 ページ目をご覧ください。それを踏まえて令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の内部評価をご覧ください。障がい者差別解消法や障がい者虐待防止法に関する啓発が実施できたこと。また、社協さむかわ及びホームページのリニューアルや多種の発信方法及びふれあい福祉フェスティバルを用いた効果的な活動が継続できていること、さらに、広報紙にシリーズで、相談業務や福祉のおしごとなどを連載し、効果的な啓発を行いました。また、これからも広報啓発活動の推進が必要なことから、前回同様の「概ね順調」と評価させていただきました。次に 11 ページをお開きください。基本目標 2 地域におけるサービスの充実、施策分野 2 生活支援、

具体の施策①の身近な相談窓口の充実となります。施策の 内容、プランについて主な部分を紹介します。(1) 相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させることで、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるように努めるとなっています。ページをおめくりいただきまして、12 ページをお開きください。下の枠の令和 5 年度の進捗状況をご覧ください。5 年度の主な内容といたしまして、(1) 窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介や、町内事業者に対し、相談専門員の研修の周知に努めていること、また、定期的に相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援体制の質の向上に努めていることに加えて、令和 5 年度は、福祉専門職の採用に向け、町内関係課と連携をとり、職員募集を行いました。ページをおめくりいただきまして、13 ページをご覧ください。それを踏まえて令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の内部評価について、町内事業者に相談支援専門員に関する研修の周知の継続に加えて、福祉専門職の採用に向け、職員募集に取り組むなど、相談体制の充実に努めている。まだまだ、これからも相談支援体制の充実に向け進めなければならないことから「概ね順調」とさせていただきます。次に 61 ページをお開きください。基本目標 5 障がいのある人の自立支援の促進、施策分野 6 雇用・就労、具体の施策② 雇用啓発事業の充実となり

ます。施策の内容、プランについては、障害のある人の雇用促進のため、町内の民間企業や事業主への訪問活動などを通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進するとなっています。令和 5 年度の進捗状況となります。3 年に 1 度実施している勤労者実態調査にて、障がい者雇用に関する調査を実施し、また、調査票を送る際に障がい者雇用の相談先としての湘南地域就労援助センターの周知を図りました。「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の雇用に対する助成では、障がい者雇用を増設することで、促進を推進しており、立地に関する相談があった場合には、案内をしています。

また、産業部門と福祉部門が合同で特例子会社の訪問を実施し、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、雇用状況の把握に努めたとなっています。それを踏まえて令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の内部評価について、特に 5 年度の取り組みとして、町内企業へ障がい雇用について相談先に周知し、啓発を図ったこと、また、産業部門と福祉部門が合同で特例子会社の訪問し、障がい者雇用の啓発を実施したことを評価し、令和 4 年度までの 2 年間では啓発が行えていない「やや遅れている」から「概ね順調」へとさせていただきます。69 ページをお開きください。同じ基本目標 5 と施策分野 6、変わって具体の施策⑥の職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進となります。次のページ 70 ページをご覧ください。こちらは、さきほどのと関連して、町内企業への訪問や、雇用上状況の把握を行ったほか、相談先を周知し啓発まで図られたことから、「概ね順調」へと評価させていただきます。資料 9 の回答につきましては、本日お机の上の配布させていただきました A3 版の委員回答用の紙がございます。そちらに各施策に対する評価とその理由をご記入ください。なお、連絡先としてメールアドレスをいただいている委員の方につきましては、後日回答用の Excel シートを送付させていただきますので、その場合はメールでご提出いただいても構いません。いただきました委員の皆様の評価を事務局で集計し、一番評価項目の多かったものをそれぞれの施策の外部評価とさせていただきます。期間が短く申し訳ございませんが、16 日火曜日までのご提出をよろしく願いいたします。説明は以上です。

(6) 障害者者差別解消支援地域協議会について【資料 10】

事務局:資料 10 をご覧ください。まず、令和 5 年度の活動について報告させていただきます。寒川町新採用職員に対して周知のための研修を行いました。11 月に寒川総合図書館の展示室において事業所の紹介や企画展示を行わせていただきました。また今年の 4 月に役場本庁舎の入り口、7 月と障害者週間

に合わせ、12月に町民センターにて展示即売会が開催できるよう企画や準備を寒川事業所連絡会とともに行いました。続いて令和6年度の取り組みについて説明させていただきます。まず、報告となりますが、寒川町障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の改定を令和6年4月に行ったことに伴い、職員研修アンケートを令和6年5月20日から6月17日まで実施しました。参考までに要領を添付しております。昨年度と同様に町の新採用職員に対して研修会を実施いたします。4月採用職員については既に実施済みです。続いて、寒川総合図書館での企画展示について、今年度は11月15日金曜日から12月8日日曜日までを予定しております。また、この企画展示の際に、神奈川県より「ともにいきるかながわ憲章」によるパネルや上り旗をお借りし一緒に展示する予定です。資料をおめくりいただき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更を踏まえた、国等職員対応要領や事業所のための対応指針の改定が行われました。このことに伴い、「寒川町障がい理由とする差別の解消に関する職員対応要領」の改定を令和6年4月1日付にて行いました。(目的)令和5年3月14日に閣議決定された、新たな基本方針に基づき、寒川町障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を見直しました。改正内容については、新旧対照表のとおりで、より具体的に、例えば、障がいの特性や女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえた対応を求められるといったこと。そして、合理的配慮の提供義務違反に該当すること、また、そうでないと考えられる例を追記させていただいております。説明は以上になります。

会長：ただ今の説明について、何かご質問などはありますか。

委員：図書館の展示等、人数の把握はしていますか。2度ほど訪れましたが、あまり人がいないようで寂しかったです。

事務局：人数の把握についてですが、現地の方でアンケート等はとれないか、ということは考えたのですが、感染症の関係で昨年度は難しく、今年度行う際には相談できないかなと、調整をかけていきたいと思っております。ですので、昨年度来た人数や、どのような感想をお持ちになられたか等の詳細のデータはこちらも持ち合わせてはいない状況になります。申し訳ありません。ご意見頂きありがとうございました。今年はできればなと思っております。

委員：展示がとても良く、細かくできています。ですので、一人でも多くの方に見て頂きたいです。結構良い作品もあります。そこで静かにしている作品がかわいそうだと思って、私の気持ちです。

事務局：ご意見ありがとうございます。せっかく皆さんに一生懸命に作って頂いた作品を展示させて頂いているということですので、やはり、こちらもしっかりと周知をしていく必要があるかと思っております。より多くの方に足を運んで頂けるように、今、いろいろな媒体があります。一

つは寒川町の LINE に登録して頂いて、LINE のプッシュで周知して、ご案内するという事もできますので、広報等でも掲載はさせて頂いてはおりますが、そのような新たな媒体も活用して、皆さんに一人でも多く、足を運んで頂けるような周知活動にも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

5. その他

委員：「今年1月1日に発生した能登半島地震の際の障がい児者被災のドキュメンタリー番組」の案内がありました。(当日配布資料)

取材した記者の方は、お子さんが重度の知的障がいと重度の自閉症を持つお父様でもあります。家族の目線で障がい者の被災した様子を追っています。震災直後から避難した障がい者がどのように避難をしていたのか、生々しく報道されています。なかには、今1.5次避難所というものが取り上げられていますが、個別に避難をするのではなくて、障がいのある方同士で、同じ施設の仲間同士でまとまって避難すると、やはり周りに仲間がいるということで避難先でも障がい者が落ち着いて過ごせる、そういった取り組みもされました。ぜひご覧頂ければと思います。よろしくお願い致します。

事務局：ペアレント・トレーニングのお知らせです。ゆいっとの報告の中にもありましたが、今年度も同じように保護者を対象にしたペアレント・トレーニングを実施する予定です。かながわ A(エース)とも協力しながら、実施する事業となっております。昨年度までは全10回というプログラムでしたが、今年度より、寒川色を出すために9回に短縮して内容を濃くするような形で行っていきたく思っております。すでに広報にも掲載がありまして7月いっぱい募集をかけております。周知のご協力お願いいたします。

事務局：事務局より次回会議の日程、及び意見用紙の件でお知らせいたします。今回の会議の日程は、8月7日(水)午後1時より、場所は同じく、シンコースポーツ寒川アリーナのサブアリーナとなります。開催通知と会議資料につきましては郵送またはメールでお送りいたしますので、あらかじめご了承ください。意見用紙につきましては、7月16日(火)までに、事務局まで提出をお願いします。メールで提出いただく場合、本文にそのまま打っていただく形で構いませんが、どの議題に関するご意見なのかわかるような形で提出をお願いいたします。以上です、よろしくお願いいたします。

6. 閉会

会長：閉会の言葉を浅野副会長からお願いいたします。

副会長：お疲れ様でした。今回、計画の外部評価についての報告ということで、資料の

	<p>配布がありましたが、前回は委員の皆さまよりたくさんのご意見を頂いてでき上った大切な計画だと思います。今後に向けての評価の部分で社会福祉協議会からも入れさせて頂いたところもいくつかありますので、一緒に確認して頂けたらありがたいです。また、障がい者福祉計画を含めて、町の計画のさまざまな課ごと、分野ごとの計画をぐるっと包むような形で、寒川町みんなの地域福祉つながりプラン(地域福祉計画、地域福祉活動計画)というものがあります。今日、頂いた資料の中に今後に向けての課題とか、相談支援事業所からもいろいろと書いてあるところがありまして、この障がい者福祉計画の中に書かれているかということもそうですし、さらにこれら全体を包みこんでいく、地域福祉計画、地域福祉活動計画にも反映させていければいいなと思っております。コロナウィルス感染症が5類になったことで、協議会が対面で開催できることを嬉しく思います。委員の方よりまた、素敵なお意見も頂き、皆さんとまたお会いして協議会を進めていければ嬉しいです。以上を持ちまして、第1回寒川町地域自立支援協議会を終了させて頂きます。</p>		
<p>公開又は非公開の別</p>	<p>公開</p>	<p>非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)</p>	
<p>配付資料</p>	<p>資料1 寒川町自立支援協議会設置要領 資料2 相談支援事業報告集計(すまいる、ゆいっと) 資料3 委託相談支援事業実績報告(すまいる) 資料4 委託相談支援事業実績報告(ゆいっと) 資料5 保育士支援事業(支援者支援)実施報告(ゆいっと) 資料6 相談支援事業実施報告書兼利用実施集計報告(基幹) 資料7 寒川町地域自立支援協議会等(令和6年7月～令和7年3月)までのスケジュール(案) 資料8 寒川町障がい福祉計画進捗管理シート 資料9 寒川町障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度実施分)進捗管理 委員回答用紙 資料10 寒川町差別解消支援地域協議会について 質疑・意見用紙</p>		
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p>大西洋子委員、長谷川尚子委員 (令和6年7月29日確定)</p>		